

ID: 145

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	八頭町霊きゅう自動車使用料条例 第3条		
例規番号	平成17年条例第120号		
<p>【根拠条文】 (使用の許可) 第3条 霊きゅう車を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文、第2条及び第4条の規定による。 (業務) 第2条 霊きゅう車は、町民の需要に応じ、遺体の運送業務を行う場合に使用することができる。 2 前項の遺体の運送業務は、死亡者が町民である場合又は町内で死亡した場合若しくは町内に在住している者で葬儀を営む者の場合又はその代理人とする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>(使用の区域) 第4条 霊きゅう車の使用区域は、発地又は着地のいずれかが町内とする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日